

## 随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路構造物の維持管理に関する調査研究業務（2019年度）
2 業 者 名	（一財）阪神高速道路技術センター
3	
<p>本業務は、阪神高速道路構造物の維持管理における設計・施工上の技術課題を抽出し、解決方法を検討するものである。検討にあたっては有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を行いながら進めていくものである。</p> <p>本業務は、業務内容の性質上、下記項目に該当する。</p> <p>① 中長期的な視点で継続的に阪神高速道路に関する高度な調査研究を行うことを必要とする業務。</p> <p>② 学識者・有識者等の専門家による技術的知見、阪神高速道路に関する特殊な知識・経験を必要とする業務。</p> <p>③ 過去の調査研究実績の利活用を必要とする業務。</p> <p>一般財団法人阪神高速道路技術センター（以下、「当該センター」という。）は、学識者・有識者等の専門家をメンバーに含めた技術委員会を既に有し、過去に「阪神高速道路における鋼橋の疲労対策」「損傷と補修事例に見る道路橋のメンテナンス」等の多数の技術図書を編集・発行するなど、阪神高速道路の構造物および設計基準等を熟知し、高度な調査研究、および各種データの分析・検討を実施できる。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、当該センターが有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務は当該センターを契約の相手方として選定する。</p> <p>なお、本業務と同様の業務を過去10年間のうち2回、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、2回ともに参加意思確認書の提出者がいなかった。したがって、本業務においては、参加者の有無を確認する公募手続きに付さず、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	